

## 川崎市処分犬評価人設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「施行令」という。）第5条及び川崎市狂犬病予防法施行細則（昭和25年川崎市規則第33号）第14条の規定に基づく評価人に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (委嘱)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、適当と認めるものを評価人として委嘱するものとする。

- (1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）を理解し、法第2条に規定する動物について知識がある者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 評価人の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の終了する日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (職務)

第3条 評価人は、施行令第5条に規定する動物に対し、法第6条第10項及び第14条第2項に規定する補償額について評価を行うものとする。

### (定数)

第4条 評価人の定数は、3名とし、1名は動物愛護センター職員から、2名は外部から選任する。

### (謝礼)

第5条 1回あたりの謝礼の額は、6,000円とする。ただし、本市職員には支給しない。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。